

要介護認定事務詳細説明書

本資料は、「業務説明資料」の「6(3)ア(ア) 認定調査票・主治医意見書の内容点検・整合性確認」について、その具体的な業務内容を示したものである。

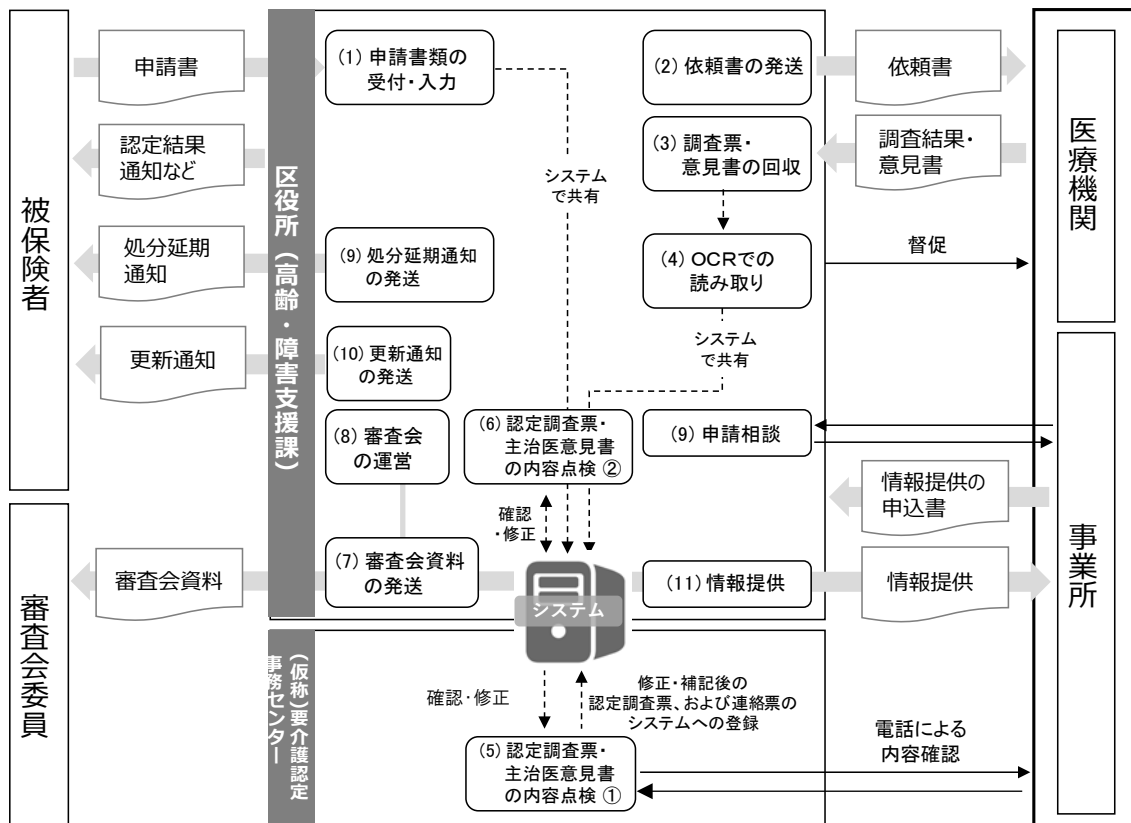
以下の内容は、現時点における本市の想定であり、この内容と異なる提案をすることを妨げるものではない。

1 センターが担う業務の範囲

以下の図表は、本市の要介護認定事務の全体像（概要）とセンターが担う業務の関係（イメージ）を示したものである。

センターが担う業務の主な手順は、各区がシステム内に保存した認定調査票と主治医意見書の内容確認を行ったうえで、必要に応じて調査を担当した事業所や医療機関に電話等による内容確認を行ったうえで、認定調査票の修正・補記などを行ったり、区への連絡事項を記載した連絡票と共にシステムへの登録を行うものである。

図表 本市の要介護認定事務全体像（概要）とセンターが担う業務の関係（イメージ）



2 業務手順

以下では、要介護認定事務のうち、センターが担う「認定調査票・主治医意見書の内容点検・整合性確認」の業務について、その手順を示したものである。

なお、以下の内容については、本市と受託者の間でより具体的・詳細な内容を検討・調整したうえで、「業務説明資料」の「6 (1)イ センター認定事務処理マニュアルの作成」において、マニュアルの一部としてより詳細に整理することとする。

(1) 対象者の確認

認定調査票及び主治医意見書の2点を受理した対象者について、認定調査票と主治医意見書に記載された被保険者番号等から、2点が同一被保険者のものであることをシステム上で確認する。

(2) 内容点検・整合性確認

ア 認定調査票の内容確認

認定調査員テキスト 2009 改訂版等の内容を参考に、認定調査票の概況調査の記載、基本調査の選択、特記事項の記載の間に不整合がないか確認する。

イ 認定調査票の特記事項の確認

特記事項に、基本調査の選択の根拠・介護の手間・頻度が記載されているか等を確認する。(適切な介助で選択した項目がある場合に適切な介助を選択した理由等が記載されているか、介護の手間に関する記載が必要な調査項目に、介護の手間を把握するために必要な記載がなされているか、などの確認を含む。)

ウ 認定調査票と主治医意見書の整合性確認

認定調査票と主治医意見書の内容を突合し、齟齬がないか確認する。

なお、認定調査票と主治医意見書では、同様の名称のチェック項目であっても、その定義が異なる場合があるため、注意すること。(例:「点滴の管理」について、認定調査票では「急性期の治療を目的とした点滴は含まない」とされるが、主治医意見書の「点滴の管理」にはそのような条件はない 等)

エ 審査会事務局への伝達事項の確認

認定調査票の特記事項について、審査会による確認が特に必要と考えられる箇所を確認する。

(3) 疑義照会

(2)内容点検・整合性確認の結果、認定調査票の内容に疑義が生じた場合は、当該調査を行った調査員に電話等で確認し、聞き取った内容に基づき修正・補記を行う。再度の提出が必要と考えられる場合は、必ずセンターから区にその旨を連絡する。

主治医意見書の内容について確認が必要な事項がある場合は、センターでは主治医意

見書を作成した医師の所属する医療機関への確認および修正・補記は行わず、必ずセンターから区にその旨を連絡する。

(4) 介護支援専門員の資格保有者による2次点検

(3) 疑義照会まで終了した認定調査票および主治医意見書を、介護支援専門員の資格保有者が適切に2次点検を行う。

(5) システム登録

修正・補記後の認定調査票をシステムに登録する。なお、認定調査票について修正・補記がない場合、この作業は必要ない。

(6) 連絡票の記載・登録

認定調査票・主治医意見書の内容点検・整合性確認を通じて、「調査員が選択に迷った項目」、「適切な介助で選択した項目」など審査判定の際に留意すべきと考えられる事項などがある場合には、その内容等を区役所に伝えるため、必要に応じてその旨を記載した連絡票を作成する。連絡票への記載は、システム上で行う。連絡票には以下のような様式を用いることを想定しているが、実際の様式は本市と受託者の間で協議のうえ、決定する。

図表 連絡票の様式（例）

被保険者番号	
確認すべき事項 (当てはまるものに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重度変更の可能性 2. 軽度変更の可能性 3. 認知症加算の妥当性 4. 区分支給限度額を上回る可能性 5. 有効期間を短くする可能性 6. 一次判定が、前回二次判定と異なる理由を問われる可能性 7. その他
上記のように感じる理由・根拠／審査会資料の中で着目すべきポイント	